

藤沢市公共工事等総合評価審査委員会要領

制定	平成19年10月1日
改正	平成20年 4月1日
改正	平成22年 4月1日
改正	平成25年 4月1日
改正	平成29年 4月1日
改正	平成31年 4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市公共工事等総合評価競争入札試行実施要領（平成19年10月1日制定。以下「総合評価競争入札試行実施要領」という。）第10条第1項の規定に基づき、藤沢市公共工事等総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、総合評価競争入札試行実施要領において使用する用語の例による。

(審査対象事項)

第3条 審査委員会は、契約担当課長の依頼に基づき、対象工事等の認定、落札者決定基準等及び落札者の決定の適否を審査する。

(委員長等)

第4条 審査委員会の委員長は、財務部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 審査委員会の委員は、計画建築部長、都市整備部長、道路河川部長及び下水道部長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員長及び2人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 委員長は、総合評価競争入札試行実施要領第11条第3項に掲げるいずれかの方法により、同条第1項及び第2項の事項について、あらかじめ2人以上の学識経験者から意見を聴かなければならない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長に事故がある場合における第2項の適用については、前条第4項に規定する委員は、委員長とみなす。

(審査補助員)

第6条 審査委員会に、第3条に規定する事項を審査させるため、審査補助員を置く。

- 2 審査補助員は、検査担当課及び工事等担当課に属する当該工事等の検査及び監督等を担当する職員をもって充てる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、財務部契約課において処理する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

藤沢市公共工事等総合評価競争入札審査委員会要領（平成13年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。